

(公印省略)
住 第159-26号
令和4年12月23日

(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様
(一社) 群馬県住宅協会 会長 様
(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様
(一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様
群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部住宅政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年12月22日（木）に開催しました、第99回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（12月24日（土）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－前回（12月10日（土）以降）要請からの変更点－

警戒レベルに変更がないことから、要請内容も変更はありません。

- (1) ガイドライン警戒レベル
警戒レベル「2」：35市町村
- (2) 県民の皆様への要請
 - ・3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
 - ・県外への移動は、十分注意
 - ・大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まることから、慎重に判断
- (3) 事業者の皆様への要請
 - ・テレワーク、時差出勤等を強く推奨
 - ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意、従事者への適切な感染防止対策の徹底

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月24日（土）以降）』を御確認ください。

担 当：住宅政策課 峯
T E L：027-226-3717
F A X：027-221-4171
e-mail：mine-sk@pref.gunma.lg.jp